

陸貨災防発第 72 号
令和 7 年 4 月 22 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
都道府県支部長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
会 長 齋 藤 充
(公 印 省 略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

今般、令和 7 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 2 号により、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から、別添の通知がありました。

同通知の別紙「令和 6 年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」によると、昨年、運送業においては、熱中症による死亡災害が 6 名発生しました。死傷災害は 186 人と、令和 5 年（同 146 人）と比べて増加となり、陸運業において熱中症対策は、極めて重要かつ喫緊の課題です。

このため当協会では、別紙の「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のリーフレット(令和 7 年度版)を作成するとともに、今後これらの災害の詳細と対策について広報誌「陸運と安全衛生」等を通じて情報提供することとしています。

つきましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、貴支部傘下の会員事業場に対し、同リーフレットを活用した広報等により、効果的な熱中症予防対策の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

陸 災 技 発 第 6 号

令和 7 年 4 月 24 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 様

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
技 術 管 理 部 次 長

職場における熱中症予防対策の徹底について

職場における熱中症予防対策の徹底については、令和 7 年 4 月 22 日付け陸貨
災防発第 72 号「「STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」
により、その実施について取組をお願いしたところです。

今般、熱中症予防に関し、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年
4 月 15 日公布、6 月 1 日施行）が、改正、公布されました。

今回の改正では、

- ① 熱中症を生ずるおそれのある作業^{※1}を行う際に、「熱中症の自覚症状があ
る作業^{※1}者」又は「熱中症のおそれがある作業^{※1}者を見つけた者」が、その旨を
報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関
係作業^{※1}者に対して周知すること
- ② 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、作業からの離脱、身体^{※2}の冷
却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること、熱中症の症状の悪
化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順（緊急連絡網、緊急
搬送先の連絡先及び所在地等）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業^{※2}
者に対して周知すること

とされています。

当協会では、本改正の周知及び履行確保のため、公益社団法人全日本トラッ
ク協会と連携の上、改正の内容を踏まえたリーフレット等の啓発物を次のとお
り作成することを予定しております。

- ・（仮）STOP・熱中症！熱中症対策が義務化されます（広報とらっく 5 月号同封）
- ・（仮）STOP 熱中症！熱中症予防対策（広報とらっく 5 月号刷込印刷）
- ・（仮）STOP 熱中症！トラック等貼付用シール（広報とらっく 6 月号同封）

また、陸災防ホームページに特設サイトを近日中に設置するとともに、熱中症防止ポスターを別途作成頒布することとしております。

なお、周知に当たっては、厚生労働省熱中症特設サイト^{※2}、「陸運と安全衛生」熱中症特集記事（令和6年5月～7月号及び令和7年5月・6月号）の当該記事も参考にしてください。

各支部におかれましては、これらを活用して、傘下会員に向けた熱中症対策を強力に推進いただきますようお願い申し上げます。

本改正省令の施行通達が発出されましたら、追って通知をすることを申し添えます。

※1 WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

※2 厚生労働省 HP「職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

省

令

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一編・第二編（略） 第三編 衛生基準 第一章 第四章（略） 第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百七十二条の二） 第六章 第九章（略） 第四編（略） 附則 （熱中症を生ずるおそれのある作業） 第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。	目次 第一編・第二編（略） 第三編 衛生基準 第一章 第四章（略） 第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百七十二条） 第六章 第九章（略） 第四編（略） 附則 （新設） 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○農林水産省告示第六百二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年四月十五日

農林水産大臣 江藤 拓

令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間は、公海にあっては五月一日から同月三十一日まで及び七月一日から八月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあっては七月一日から八月十五日までとする。

そ の 他 告 示

○中央選挙管理会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二第十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

○中央選挙管理会告示第六号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長職を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

住所の市区町村名まで
東京都文京区

氏 名
城島 光力

○法務省告示第七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣 鈴木 馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所
長野県行政書士会

長野県長野市大字南長野南町千九番地三

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更

変更の認証年月日
令和七年三月二十五日

○法務省告示第八十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣 鈴木 馨祐

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和7年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月） 主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

陸運業において、熱中症が急増しています！（対前年1名 → 6名）

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

月	業種	年代	気温	業務・作業
7	陸上貨物取扱	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業に従事。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神：「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直：筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。 大量の発汗	小
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感：体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害：呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつげがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。 高体温：体に触ると熱いという感触があります。従来から“熱射病”や“重度の日射病”といわれていたものがこれに相当します。	大

作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努める。
- ② 熱に慣れ、その環境に適応する期間（熱順化期間）を計画的に設ける。
- ③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導する。
摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図る。
- ④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。
- ⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。

か：風通しをよくする
き：休憩をとる
く：クーラーを使う
け：健康管理は日頃から
こ：こまめに水分補給



健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合（有所見、治療中）は就業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

熱中症の教育の実施と救急処置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。



- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合

熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

STOP・熱中症！

熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が急増しています（令和5年1人、令和6年6人）

発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上之死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、構内作業員によるものも増加しており、注意が必要です。



運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方

見つける

（例）ドライバー、作業員の様子がおかしい

判断する

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

（例）救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した具体的
な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」

が事業主に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人

全日本トラック協会

熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】

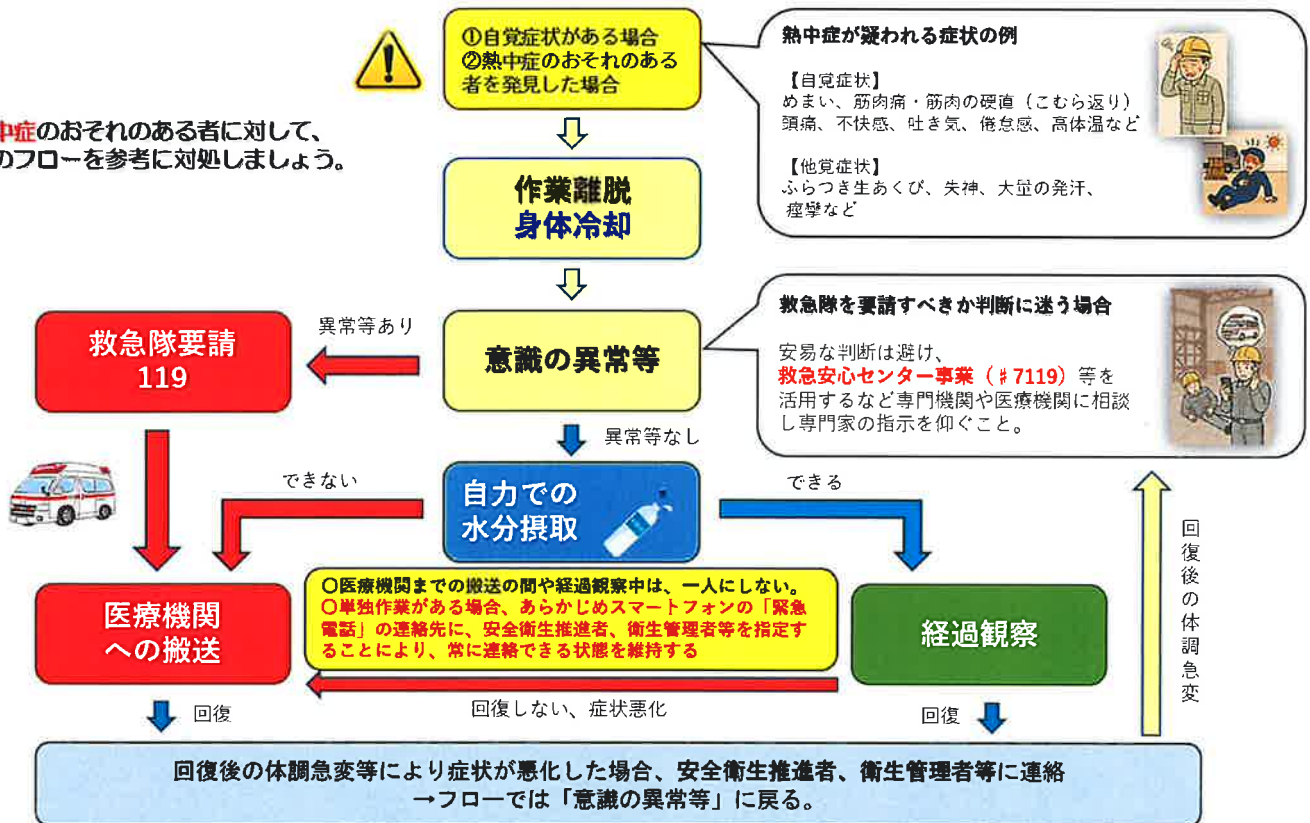
WBGT（暑さ指数）28度以上
又は気温31度以上の環境下



連続1時間以上又は1日4時間を
超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認

熱中症のおそれのある者に対して、
右のフローを参考に処置しましょう。



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05